

# 食品衛生法検査のご案内

毎日使う食器やお弁当箱、水筒など食品を入れる容器や食器類は食品衛生法において器具、容器包装の基準が設けられ規制されています。



海外からの輸入品の場合、初回輸入時に自主検査を行い検査に合格しなければ輸入することができません！

**みなさまの様々なニーズにお応えします!!**

例えば

- ・海外から食器類を輸入するので検査したい
- ・定期的な品質チェックをしたい
- ・自社で販売する食器類の安全性を確認したい
- ・販売店から検査成績書を求められた

プラスチック製の食器や容器の耐熱性、耐冷性、電子レンジでの使用可否、食洗機での使用可否などの試験も行っています。お気軽にお問合せください。

■お問い合わせはこちら

一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)

東京事業所 化学分析センター TEL: 03 (3829) 2515

E-Mail: [kagaku-tokyo@mgsi.or.jp](mailto:kagaku-tokyo@mgsi.or.jp)

大阪事業所 化学分析部

TEL: 072 (968) 2228

E-Mail: [kagaku-osaka@mgsi.or.jp](mailto:kagaku-osaka@mgsi.or.jp)

